

Ⅱ 主要施策の推進目標と推進方策

【生産分野】

1 園芸

〈 達成指標 〉

項目	現状 (平成 24 年度)	目標 (平成 29 年度)
「トマト」出荷量	982 千ケース	1,200 千ケース
「ネギ」出荷量	161 千ケース	240 千ケース
「タマネギ」出荷量	60 千ケース	65 千ケース
「梨」販売額	1.3 億円	1.6 億円
「イチジク」生産面積	2.4 ha	3.5 ha

* 「タマネギ」には「葉タマネギ」を含む

〈 現状認識 〉

長生管内は県内でも有数の園芸産地であり、平成 18 年度園芸部門の農業産出額は 84 億円で、管内農業産出額全体の 44.5%を占めています。

しかし、近年の輸入農産物の増加や、産地間競争の激化等による価格低迷、原油価格の高騰による暖房コストや資材等経費の増大等が経営を圧迫しています。このため、それぞれの栽培面積が減少傾向にあり、平成 24 年度の栽培面積は、トマトが 109ha、キュウリが 26ha、ネギが 94ha、タマネギが 32ha、梨が 56ha (H18) とそれぞれ平成 5 年度を 100 とした場合にトマト 72.7%、キュウリ 46.4%、ネギ 49.0%、タマネギ 41.0%、梨 91.8%となっています。

施設野菜では、トマトとキュウリが国の指定野菜産地となっていますが、近年は生産者の高齢化による生産者の減少や連作障害、土壌病害虫の発生で収量・品質が低下し、経営を圧迫しつつにあります。

これらに対応するため、土耕栽培から養液栽培への転換や設置後相

当年数が経過した施設のリフォームを実施するなど経営の改善や平成 17 年に集選果施設「JA グリーンウェーブ長生」に非破壊方式による品質センサーを導入し、高品質の野菜を中央市場に出荷し有利販売に繋げる努力をしています。

露地野菜では、茂原市を中心に秋冬ネギ、白子町・長生村を中心にタマネギが栽培されていますが、それぞれ高齢化や後継者不足等により生産量が減少しています。このため、省力化機械・設備の導入により、安定した生産量の確保と品質の向上を図っているところです。レンコンは、長南町・茂原市を中心に 11ha 栽培されているところですが、これも栽培面積が減少しています。

果樹では、梨が一宮町を中心に栽培されています。品種構成は、幸水が 56%、豊水 31%、新高 6% であり、出荷時期の延長による労働の分散を図っています。また、当地域は簡易被覆による早期出荷・大玉生産を進め、千葉県一の早期出荷産地として市場で高い評価を受けています。しかしながら、後継者の高齢化や老木化により生産量が減少しつつあり、改植が進められています。睦沢町や長柄町を中心にイチジク・ブルーベリーの栽培が行われおり、市場や直売所への出荷、観光農園等の多様な販路による産地育成が図られています。

花きでは、平成 18 年度は、茂原市・睦沢町・白子町において、施設でバラ 1.7ha、ガーベラ 3.5ha 等が栽培されおり、先進技術を導入して市場ニーズに対応した経営が行われています。また女性農業者を中心にしたスプレーストック等の切り花栽培が一宮町・長生町を中心に行われています。

＜ 主な取組 ＞

ア 施設園芸産地の維持強化

(ア) 推進目標

生産技術の改善、経営管理技術の向上を図り、安全・安心な野菜生産に努めるとともに、消費者ニーズに対応した品種や品目の導入を推進します。

さらに、施設の設置後、相当年数が経過した施設について、改善の必要がある施設について、既存施設の改修等、生産基盤の整備への支援により、施設園芸産地の維持強化を図ります。

販売については、市場出荷を中心としながら、契約・直売など多様な販路に対応できる新たな生産体制の整備により販売力の強化など総合的な産地支援を推進します。

特に、トマトについては、現在年間出荷量が 100 万ケースを割り込

んでいることから、市場における有利性を確保するため、年間出荷量 120 万ケースを目指します。

なお、近年の急激な燃油価格の高騰が生産者の経営を圧迫していることから、燃油高騰対策への取組みを支援します。

(イ) 推進方策

- ① 生産技術改善及び経営管理技術向上のための研修会等の開催及び各種情報の提供
- ② 補助事業及び制度資金等を活用した施設の規模拡大と養液栽培への導入支援
- ③ 既存施設の改修等への支援
- ④ J A グリーンウェブ等の施設を有効に活用するとともに、多様な販路に対応した生産体制の強化支援
- ⑤ 燃油高騰対策に係る取組みへの支援

イ 露地野菜産地の維持強化と新品目の産地化

(ア) 推進目標

省力化機械・設備導入により、安定した生産量の確保と品質向上を図ります

秋冬ねぎでは、選果選別強化による品質向上を図るとともに、「ミニねぎ」や「業務・加工用ねぎ」の生産を推進し、契約販売を拡大させて産地の維持発展を図り、現在年間の出荷量 16 万ケースを 24 万ケースに増やすことを目指します。

タマネギでは、特産の葉タマネギと併せ、良食味タマネギとしての PR を行い、産地評価を高め、現在年間の出荷量 6 万ケースを 6 万 5 千ケースに増やすことを目指します。

また、葉タマネギについては、他の地域にはほとんど無い新品目として、生産の拡大を図り、産地化を目指します。

レンコンについては、出荷組織の強化により産地を活性化し、出荷量 3 万 2 千ケースを 3 万 6 千ケースに増やすことを目指します。

(イ) 推進方策

- ① 補助事業及び制度資金を活用し、省力化を目指した機械・設備導入及び普及支援
- ② 計画的な生産と販路拡大による販売の促進
- ③ 長生地域の主要露地野菜である「ねぎ」の生産及び販売について、近隣地域（海匝・山武）との情報交換及び連携により、生産技術

の高位平準化と有利販売を推進していく。

- ④ 「ミニねぎ」及び「業務・加工用ねぎ」の生産拡大支援
- ⑤ 圏央道の開通に伴い、従来から盛んに実施されてきた「タマネギ狩り」等の体験農業をさらに拡大し、産地の維持発展を図ります。
- ⑥ 新品目の「葉タマネギ」については、特に消費者の認知度が低い
ため、店頭における試食やマスコミ等を活用したPRの強化を図るとともに、生産における省力化の方策として、機械化及び加工技術等を検討していく。

ウ 果樹産地の維持強化

(ア) 推進目標

梨は、担い手を育成して、改植の推進と生産量の維持を図ります。
また、品質を向上させ、有利販売と経営の安定に繋がります。

イチジクでは、新たに生産を始めた地域があり、産地化を図るとともに、既存の産地と併せて生産者の技術向上を図ります。

(イ) 推進方策

- ① 梨の改植と有望品種の導入推進
- ② イチジク栽培の生産技術向上と産地づくり支援

エ 花き産地の維持強化

(ア) 推進目標

消費者ニーズを先取りした、施設花き、直売向け花き、鉢花、植木等の生産・販売拡大を図ります。また、スプレーストックの生産拡大を目指します。

(イ) 推進方策

- ① 施設花きの経営安定支援
- ② スプレーストック等の栽培面積の拡大支援

2 農 産

〈 達成指標 〉

項 目	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 29 年度)
新規需要米等の作付面積	119 ha	200 ha

〈 現状認識 〉

長生地域の稲作経営体 1 戸当たりの平均耕地面積は 1.2ha と零細なうえ、家庭における米消費量の減少や過剰作付けに伴う長期的な米価下落、農薬や肥料等の生産資材の高騰によって、水稻の 10a 当たり所得（県平均）は 10 年前の半分以下となっており、水田農業経営は厳しい状況にあります。

水田農業経営の安定のために、水田フル活用による飼料用米、米粉用米の取り組みが長生村、白子町等で、ブロックローテーションによる麦・大豆の集団転作の取り組みが長南町と睦沢町で行われています。また、茂原市や長生村の耕種農家を中心として、輸入粗飼料の価格高騰を懸念する畜産農家と連携した W C S 用稲への取り組みも広がりつつあります。

国の米政策については、5 年後を目途に行政による生産数量目標の配分を止め、意欲ある農業者が自らの経営判断で作物を選択し、需要に応じた主食用米生産を行えるように見直しが行われており、今後は、需要に見合った生産の推進を基本として、有利販売を目指した品質の向上、水田フル活用による経営の安定化が課題となっています。

〈 主な取組 〉

ア 水田農業の再生と生産力の強化

(ア) 推進目標

米の需給調整システムの新たな展開に対応するために、さらに売れる米づくりを追求するとともに、水田機能を活かした主食用以外の用途向けの米の生産拡大や新規導入により、活力ある水田農業の再生を図ります。

特に、新規需要米として、飼料用米及び米粉用米の作付面積を、現状の 119ha から 200ha に増やしていくことを目指します。

また、麦・大豆の生産にあたっては、水稻を含めたブロックローテ

ーションなど、生産性の高い取り組みを支援します。

(イ) 推進方策

- ① 需要に応じた生産が行えるような体制整備
- ② 経営所得安定対策の推進
- ③ 新規需要米等の生産拡大による水田のフル利用
- ④ 生産性の高い栽培技術による麦・大豆の生産振興

3 畜産

〈 達成指標 〉

項目	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 29 年度)
成牛 ^{*1} 30 頭以上戸数	18 戸	23 戸
稲WCS作付面積	11 ha	72 ha

* ※ 1 月齢が満 24 ヶ月以上の牛

〈 現状認識 〉

当地域の畜産は酪農が中心となっており、飼養戸数 45 戸、飼養頭数 1,537 頭（県内シェア 4%）となっています（H25.4 月現在）。1 戸あたりの飼養頭数は 34.2 頭と県の 48.7 頭と比べて下回っており、成牛 80 頭以上の大規模酪農家は管内には無く、家族経営の比較的小規模な経営体が大部分を占めています。

自給飼料生産については複数の酪農家が共同で長大作物作付けに取り組む事例があるほか、近年では地域で稲WCS作付けも始まり、作業受託組織を中心に収穫作業が行なわれています。

また、その他畜産では肉用牛 4 戸、養豚は企業を含め 4 経営体、養鶏は 6 戸となっています。

また、50 歳以下の酪農家は 12 名（H25.4 月現在、後継者を含む）となっており、有志による自主的な研修等の活動が行なわれています。

＜ 主な取組 ＞

ア 畜産経営の安定と自給飼料の生産拡大

(ア) 推進目標

長生地域の主要な畜産経営である酪農経営の安定のため、牛群検定による優良家畜の確保並びに作業受託組織を活用した自給飼料生産基盤の拡大や耕畜連携による国産飼料資源を確保することにより、酪農経営の持続的発展を目指します。

(イ) 推進方策

- ① 自給飼料生産拡大による経営安定
- ② 水田資源を活用した耕畜連携による自給飼料生産基盤の拡大
- ③ 牛群検定拡大による優良家畜の確保
- ④ 雇用を活用した規模拡大

4 森林・林業

＜ 達成指標 ＞

項 目	現状 (平成 24 年度)	目標 (平成 29 年度)
森林整備面積	19 ha	60 ha
企業団体等による森林整備面積	13.7 ha	17.7 ha
海岸県有保安林の砂丘造成延長	— km	2.3 km(H27)
海岸県有保安林の整備面積	3.7 ha	53.7 ha

* 上記の森林整備面積は単年度面積、その他は累計の面積又は延長です。

＜ 現状認識 ＞

平成 24 年度現在の管内の森林面積は 9,051ha、林野率は 27.7%で、県平均の林野率 30.7%を下回っております。このうち、人工林の面積は 2,402ha で、その割合は 26.5%となっており、県平均の 38.7%を下回っています。

管内の森林資源は、多くの人工林が本格的な利用可能な林齢に達しているものの、林業従事者の高齢化や後継者不足、長期にわたる木材価格の低迷等により適切な森林整備が行われず、併せて、サンプスギ特有の非赤枯性溝腐病の蔓延、スギカミキリの被害、侵入竹林の増加等により、森林の有する公益的機能の低下が進行しており、森林の再生と機能回復が急務となっています。

また、東日本大震災では、九十九里地区において津波による甚大な被害が発生していますが、海岸林の砂丘や森林に、津波被害に対する一定の軽減効果があることが確認されており、地域住民からは今後発生が懸念されている地震に伴う津波に備え、さらに、松くい虫被害により疎林化・裸地化した松林の回復も含めて、早急に海岸県有保安林の整備を行うよう求められています。

＜ 主な取組 ＞

ア 森林・林業再生による森林機能の維持増進

(ア) 推進目標

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるための適正な森林整備を促進するため、計画的な森林整備を行う林業事業者や森林所有者に対する技術指導や情報提供の支援を行います。

また、作業路の整備や地域に適合した簡易な集材・搬出方法の普及による低コスト化の促進等を図るとともに、需要に応じた地域木材の安定供給体制の構築と住宅や公共建築物等への木材需要拡大により、地域木材の利用を促進します。

(イ) 推進方策

- ① 計画的な森林整備事業の推進
- ② 森林整備の技術指導及び情報提供
- ③ 林業技術研修会の開催
- ④ 地域木材の利用促進

イ 災害に強い森林づくりの推進

(ア) 推進目標

山腹の崩壊や土砂の流出による災害の発生を防止するため、山地治山事業を推進するとともに、保安林については、公益的機能を高度に発揮させるための適切な森林整備を実施します。

また、飛砂・潮害や津波などの災害から県民生活を守るため、病害虫に強い抵抗力を持つ苗木や広葉樹の植栽等により、自然災害に強い海岸県有保安林の再生・整備を行います。

(イ) 推進方策

- ① 山地治山事業の実施
- ② 保安林整備事業の実施
- ③ 優良種苗の生産・確保
- ④ 海岸県有保安林の再生・整備
- ⑤ 海岸県有保安林の砂丘造成

ウ 多様な人々の参画による森林整備活動の促進と森林の利用

(ア) 推進目標

里山の保全や津波被害を受けた海岸県有保安林の再生を図るため、地域住民や企業・市民活動団体等による森林整備活動を促進します。

また、児童生徒や一般県民への森林・林業教育の推進を図るため、県が認定した「教育の森」について、里山活動団体や教育機関と連携して利用を促進します。

(イ) 推進方策

- ① 森林整備活動の促進
- ② 「法人の森協定」の締結の推進
- ③ 森林・林業教育活動への支援

エ 環境に配慮した健全な森林の保全

(ア) 推進目標

森林吸収源対策としての間伐を推進するとともに、主伐後の再造林を促進します。

また、森林の有する多面的機能を発揮させるため、松くい虫防除を徹底するとともに、サンプスギの非赤枯性溝腐病やスギカミキリの被害対策を推進します。

さらに、森林の有する公益的機能の維持を図るため、確実な緑化の

実施など林地開発行為の適正な履行を確保します。

(イ) 推進方策

- ① 森林吸収源対策としての間伐の促進
- ② 松くい虫防除事業の徹底
- ③ 森林病虫害の被害対策の推進
- ④ 林地利用の適正化

【横断的・戦略的分野】

5 圏央道開通に伴う地域の活性化と販売促進

〈 達成指標 〉

項 目	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 29 年度)
6 次産業化による特産品開発	1 件	3 件
直売所年間購入者数	840 千人	900 千人

〈 現状認識 〉

長生地域における農林畜産物の生産は、米・園芸作物・畜産等と多様に展開されています。また、これらの販売は、米・トマト・メロン・ネギ・タマネギ・葉タマネギ・サラダ菜や梨などが、JA長生によって、一元集荷、共同販売が行われ、そのほか、個人や生産者グループによって、食品流通業者等との契約栽培、地方青果市場や直売所への出荷など多様な取組みが行われています。

また、長生地域には、都市と農山漁村との交流の場となる特色のある自然環境、観光施設・農園、宿泊施設、農産物直売所並びに地域が育んできた伝統文化のイベント等の地域資源があります。

平成 25 年 4 月には、首都圏中央連絡自動車道（東金～木更津）が開通しましたが、これによる地域の農林業の活性化が期待されています。

〈 主な取組 〉

ア 長生地域産の農林畜産物の販売促進

(ア) 推進目標

県民の日のイベント等の地域の消費者が集まる機会や県主催のイベント・プロモーション活動を通じて首都圏の消費者や実需者へ長生地域産の農林畜産物の宣伝活動を実施します。また、農産物直売所との連携によって「千産千消」運動やJA長生との連携による首都圏・全国向けの「千産千消」運動の実践、ちばエコ農産物販売協力店の登録推進により、消費者や市場関係者等への認知度向上を目指します。

(イ) 推進方策

- ① 長生地域産の農林畜産物の認知度向上のためのPR活動の実施
- ② 生産者・農産物直売所・農協との連携による「千産千消」の推進
- ③ ちばエコ農産物販売協力店の登録推進

イ 農産物直売所の活動支援

(ア) 推進目標

長生地域の魅力を都市住民等へ積極的にPRするために、農産物直売所や農林業体験施設等の情報発信を行うとともにこれらの受け入れ体制の整備を行うことにより、グリーン・ブルーツーリズムを推進していきます。

(イ) 推進方策

- ① 農産物直売所や農林業体験施設等の情報発信
- ② 農産物直売所や農林業体験施設等の受け入れ体制の整備

ウ 6次産業化等の推進

(ア) 推進目標

地域の農林水産物の生産・加工・販売を農業者が一貫して行う6次産業化や農商工連携等の取組の推進は農山漁村の所得向上や雇用の拡大を図り、地域の活性化のための重要な施策と位置付けされています。

国は地域活性化の観点から、6次産業化に対する支援制度を充実させており、これを受けて、県は関係機関からなる千葉6次産業化推進会議を設置しました。

農業事務所は千葉6次産業化推進会議のメンバーとして、地域の6次産業化に関する情報をより早く収集・発信するとともに、地域農林畜産物を使った新たな特産品の開発を農業者や関連事業者と連携して推進します。

(イ) 推進方策

- ① 地域6次産業化に関する情報の収集・発信
- ② 6次産業化による新たな特産品の開発支援

エ がんばる元気な地域づくりの推進

(ア) 推進目標

認定農業者や女性農業者、また高齢者、若手農業者など多様な担い手が持てる力を十分に発揮して地域づくりを分担するなど地域活性化のために主体的に行動が起こせるように研修会の開催や計画づくり、さらには、計画の実行に際し関係機関との連携により支援します。

また地域農産物や地域資源の活用による所得向上を目指す農村起業家や地域活性化を目指す起業活動の支援により、元気な地域づくりを推進します。

(イ) 推進方策

- ① 地域活性化のための研修会の開催
- ② 地域資源を活用した地域活性化計画づくりと実行への支援
- ③ 地域農産物を活用した農村起業家の発掘・育成

オ 食育による「農」への理解の推進

(ア) 推進目標

「長生地域食育推進連絡会議」を構成する健康、教育、農林水産業など幅広い分野の関係者と連携して長生地域全体の食育活動を展開するとともに、地域に根ざした食育を実践するため、市町村ごとの食育推進計画の策定を支援します。

また、食育に関心の高い個人や企業に食育ボランティアや食育サポート企業として登録していただき、これらの個人や企業の協力を得ながら食育活動を推進します。

さらに、食育の実践を通して地域農林畜産業への理解と愛着を深め、学校給食への地元農林畜産物の利用を促進します。

(イ) 推進方策

- ① 「長生地域食育推進連絡会議」による食育事業の推進
- ② 市町村食育推進計画策定への支援
- ③ 食育ボランティアや食育サポート企業による食育の推進
- ④ 食育活動を通じた学校給食への地元農畜産物の利用促進

6 食の安全・安心

〈 達成指標 〉

項 目	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 29 年度)
「ちばエコ農業」取組面積	171 ha	180 ha
放射性物質の適正なモニタリング検査	適正なモニタリング計画に基づく検査の実施・公表	適正なモニタリング計画に基づく検査の実施・公表

〈 現状認識 〉

長生農業の持続的発展に向け、生産性の向上を図りつつ環境への負荷を少なくし、消費者の求める新鮮で安全な農産物を供給するため、県独自の認証制度である「ちばエコ農業」やエコファーマーの認定等環境にやさしい農業を推進しています。

平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質が飛散し、一部の県内農林水産物で出荷制限等が継続しており、安全な県産農林水産物の供給を確保する観点から、放射性物質モニタリング検査を実施しています。

また、安全・安心な農産物が供給されるために、農薬の使用等について適正な管理が徹底されるよう農薬取扱者に対して情報の周知や確認検査を行うとともに、消費者が食品を購入する際の的確な情報提供を確保するため、「JAS法」に基づく食品の適正な品質表示や、「米トレーサビリティ法」に基づく米及び米加工品の産地情報の伝達等について、事業者等に対し啓発指導を実施しています。

〈 主な取組 〉

ア 環境にやさしい農業の推進

(ア) 推進目標

環境にやさしい農業は、環境に対する負荷を軽減し持続可能な農業を展開するもので、安全・安心な長生地域産の農産物生産の一つです。

土づくりを基本として、減農薬、減化学肥料による農産物生産技術の普及を図るとともに、持続農業法に基づくエコファーマーに取り組む生産者の拡大や本県独自の制度である「ちばエコ農産物」の生産が拡大するよう支援して環境にやさしい農業を推進します。

また、消費者の関心の高い有機農業についても、適切に取り組まれるよう普及啓発を実施します。

(イ) 推進方策

- ① 環境にやさしい生産技術等の普及
- ② ちばエコ農産物の生産拡大への支援
- ③ ちばエコ農産物認証と情報発信
- ④ エコファーマーの拡大
- ⑤ 有機農業の啓発

イ 農林産物の放射性物質への対応

(ア) 推進目標

管内の農林産物の安全性を確認し、適正な流通を図るため、定期的にモニタリング検査を継続して実施します。

また、モニタリング検査の結果は速やかに公表し、風評被害の防止に努めます。

(イ) 推進方策

- ① 放射性物質のモニタリングの検査と迅速な検査結果の公表

ウ 生産者と消費者で築く食の安全・安心

(ア) 推進目標

安全・安心な農産物が供給されるために、農薬の安全・適正使用のための研修会の開催や農薬取扱者への立入検査・指導を実施します。

また、「JAS法」に基づく食品表示の適正化を図るために食品販売店等を対象とした定期的な巡回指導の実施や米・米加工品の産地情報等の適正な伝達を確保するため関係機関と連携しながら米穀事業者を対象に巡回調査等を実施します。

(イ) 推進方策

- ① 農薬の安全使用の推進
- ② JAS法に基づく食品表示の適正化の推進
- ③ 米トレーサビリティ法に基づく産地情報等の適正な伝達の推進

7 担い手育成

〈 達成指標 〉

項 目	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 29 年度)
認定農業者数	251 人	260 人
新規就農者数	12 人/年	15 人/年
集落営農組織数	81 組織	90 組織
家族経営協定締結数	91 戸	100 (27 年度) 戸

〈 現状認識 〉

長生地域農業の核となるべき管内の認定農業者は、平成 24 年度末で 251 名（うち法人 29 組織）であり、年々減少しています。また 2010 年農林業センサスから管内の販売農家における主業農家は 724 戸と前回（2005 年）から 9.2%減っています。

またふだん仕事として主に農業に従事している基幹的農業従事者のうち 65 歳以上が全体の 68.6%を占め、高齢化がより一層進んでいます。

一方で経営耕地面積が 5ha 以上の販売農家は 140 戸で、前回から 33.3%増えており、経営規模を拡大している農家が増えています。

また管内の集落営農組織は 81 であり、睦沢町等では新たな動きも見られます。

〈 主な取組 〉

ア 優れた経営体の育成

（ア）推進目標

担い手が確保され次代に引き継げる農業・農村を形成するためには、若い人が希望を持って取り組める農業経営として、農業所得 500 万円以上を実現し、家族経営協定の締結等により、ゆとりある農村生活の

実現が重要です。

そのため、各市町村に設置されている地域農業再生協議会との連携を図りながら認定農業者及び意欲ある農業者の育成と経営の法人化を支援し、優れた経営感覚を持った農業経営体の育成に努めます。

また、地域の農業青年の指導や農業に取り組む青年の意欲と社会的評価を高めるために、指導農業士・農業士等の認証拡大にも努めます。

(イ) 推進方策

- ① 地域農業再生協議会活動への支援
- ② 認定農業者等意欲ある農業経営体への経営確立支援
- ③ 家族経営協定の締結促進
- ④ 個別経営体・組織経営体の法人化支援
- ⑤ 農業士・指導農業士への推薦促進

イ 新規就農者等の育成確保

(ア) 推進目標

農家の後継者に加えて、最近の厳しい経済情勢や農的な生活志向の高まりから、農外からの新規就農希望者が増加しています。長生地域の農業を継続的に発展させていくためには、新規就農者を含めた多様な担い手の地域への定着化を図る必要があります。

そこで、新規就農者の相談窓口として農業事務所内に「新規就農相談センター」を設置し、市町村、農業委員会及びJA長生と連携して、新規就農希望者に対する経営、技術、融資、就農農地等に関する相談や支援活動の強化に当たります。

また、管内の市町村・指導農業士等と連携を図り、農家の後継者をはじめ定年帰農者や新規参入者を含めた多様な新規就農者に対し、生産技術指導、経営管理技術指導及び地域との調整等の支援を通して、その育成確保を図ります。

(イ) 推進方策

- ① 新規就農に伴う相談事業の実施
- ② 市町村が行う認定就農者制度の支援
- ③ 青年等就農資金や青年就農給付金等の支援
- ④ 就農農地の確保等に対する支援
- ⑤ 新規就農青年の把握と研修参加の呼びかけ
- ⑥ 農業経営体育成セミナー等による青年農業者の育成
- ⑦ いきいき帰農者セミナー等による定年帰農者の就農支援

ウ 集落営農の促進

(ア) 推進目標

地域資源である農地や水を守ってきた集落機能が低下する中で、集落営農の担い手等が農業経営に専念できるよう、非耕作農家や非農家等を含めた集落全体で地域コミュニティを守るための農地の保全・活用等の合意形成を進め、その地域の実情に即した集落営農を推進します。

(イ) 推進方策

- ① 集落住民の合意形成の促進

8 農業土地基盤整備等の推進

〈 達成指標 〉

項目	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 29 年度)
農業用排水施設の整備後の効果発生面積	1,016 ha	1,536 ha
土地改良施設の機能診断、保全計画の策定数	4 箇所	8 箇所
農地・水保管理支払交付金取組組織数	42 組織	45 組織

〈 現状認識 〉

平成 24 年度の土地基盤整備率は、水田約 50%及び畑 62%（県平均は、水田約 56%及び畑 33%）ですが、このなかには早くから整備を始めた小地区もあり、今後生産性の向上やコストの低減を図るためには大区画と併せて農地の集積を一層進めていく必要があります。

農業用の用排水施設については、排水では、県営赤目川（昭和 28 年）、県営内谷川（昭和 43 年）、用水では国営（昭和 40 年）及び県営両総用水（昭和 47 年）、県営松瀉用水（昭和 46 年）が完成し、当地域の農業生産性は急速に向上しました。

しかしながら、これらの施設は、長い年月を経て老朽化が進み、維

持管理費がかさんでくるようになりました。また、近年の降雨は、短期間集中型で増加傾向にあり、地盤沈下現象と相まって洪水・湛水被害が増大してきており、大規模な改修が求められています。

また、安定した農業生産が行われるように農村の生活環境の整備や農業生産環境の整備が求められているところです。

＜ 主な取組 ＞

ア 農業土地基盤整備等の推進

(ア) 推進目標

安定した水田農業に必要な不可欠である基幹用水施設や基幹排水施設の整備を推進します。

国営両総用水、両総茂原南及び新川の改修整備については、平成30年度の完成に向けて推進します。

また、近年の農業者の高齢化・後継者不足等の問題に対応するための土地基盤整備の推進を図るとともに、ほ場整備の完了地区において組織した「ほ場整備事業営農推進協議会」により、整備後のほ場における営農を推進します。

地盤沈下等による農地の湛水を未然に防ぐための排水施設や老朽化したため池を整備し、災害の未然防止と安定的な用水確保を図ります。

整備済みの土地改良施設については、適切な管理と機能診断に基づく予防保全対策などを行う「ストックマネジメント」を推進します。

また、土地改良施設の適正な管理にとどまらず、適切な水・土地利用などに大きな役割が期待される土地改良区の健全な運営のために指導監督に努めます。

(イ) 推進方策

- ① 両総茂原南、新川地区等農業用排水施設整備の推進
- ② 土地基盤整備の推進
- ③ 「ほ場整備事業営農推進協議会」によるほ場整備完了地区の営農推進
- ④ 一松、白潟北、藤木地区等農地防災施設整備の推進
- ⑤ 土地改良施設のストックマネジメント事業の推進

イ 地域環境の保全・整備

(ア) 推進目標

人々が衛生的な環境で安全・安心な暮らしを営み、安定した農業生産が行えるようにすることは、地域づくりの基本となります。

そこで、農村集落における家庭排水やし尿等の処理を行う農業集落排水事業の推進、農地や水路等の資源を地域ぐるみで保全する「農地・水保全管理支払交付金」の取組や農業生産を行う上で様々な不利性を持つ中山間地域における農業生産の維持等の取り組む集落への支援を行います。

(イ) 推進方策

- ① 農業集落排水事業等の推進
- ② 農地・水保全管理支払交付金に取り組む組織への支援
- ③ 中山間地域等直接支払制度に取り組む集落への支援

9 耕作放棄地・有害鳥獣対策

〈 達成指標 〉

項目	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 29 年度)
耕作放棄地の解消面積	58 ha	200 ha
農産物被害額	3,198 千円	2,600 千円

*耕作解消面積の現状は H21～H23 年度の実績、毎年 50ha、4 年間で 200ha の解消を目指します

〈 現状認識 〉

農業者の減少・高齢化や後継者等担い手の偏在により耕作放棄地は年々増加しており、優良農地の保全等農業振興上はもとより、有害鳥獣による被害軽減や地域環境を改善する面からも重要です。

有害鳥獣被害では、近年野生イノシシによる被害が拡大しており、平成 24 年度の長生地域における農産物被害額は、3,198 千円となっています。また、キョンやアライグマ等の特定外来生物の生息数も年々

増加の傾向にあると推測されており、これら有害鳥獣による農作物被害の拡大が懸念されています。

＜ 主な取組 ＞

ア 耕作放棄地の再生・利用促進

(ア) 推進目標

地域ぐるみでの農地保全管理活動や再生活動、農地の基盤整備への支援などを推進するとともに農地中間管理機構（仮称）の仕組みを活用した担い手への農地集積を促進します。

(イ) 推進方策

- ① 市町村耕作放棄地対策協議会等の再生活動への支援
- ② 農地中間管理機構（仮称）の仕組みを活用した農地集積の推進
- ③ 農業者や土地持ち非農家への啓発活動の促進

イ 有害鳥獣被害に対する防止対策の推進

(ア) 推進目標

地域住民及び関係機関が共通目標を持ち、防護柵の設置、捕獲、環境整備を総合的に推進します。また、有害獣出現の起因となる耕作放棄地の発生抑制・解消を図るため、各種関連事業等を活用し、放牧や地域ぐるみの環境整備に努めます。

(イ) 推進方策

- ① 科学的手法に基づく総合的被害防止対策の推進
- ② 耕作放棄地の解消
- ③ 野生鳥獣対策関係機関の連携強化

ウ 優良農地の確保保全

(ア) 推進目標

優良な農地は、貴重な生産基盤であり優れた農村景観を形成してくれています。

農地の遊休化や違反転用は集団的に利用されている周辺の優良農地の農業生産環境の悪化を招く要因となっています。

そのため、農業委員会が行っている農地法に基づく遊休農地対策を積極的に支援していきます。

また、違反転用防止のために農業委員会を始め各関係機関との連携を図り違反の早期発見と是正措置を講じていきます。

(イ) 推進方策

- ① 遊休農地解消のため実施主体の農業委員会への積極的支援
- ② 違反転用（違反開発）の早期発見と是正措置の実施
- ③ 優良農地確保を踏まえた農地転用事案の厳正審査